

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア中「又は京都市交通局乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程」を「京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程」に改め、「定める循環1号系統」の右に「又は深夜に運行する路線に関する規程第3条に定めるMN17号系統若しくはMN205号系統」を、「規程第4条第1項に定める運賃」の右に「とし、MN17号系統又はMN205号系統を利用する場合は、深夜に運行する路線に関する規程第4条第1項に定める運賃」を加え、同号イ中「深夜に運行する路線に関する規程」の右に「第3条」を加え、「深夜バスの系統」を「MN特西3号系統」に、「深夜バスに運行する路線に関する規程第4条」を「深夜に運行する路線に関する規程第4条第1項」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)